

平成 27 年 4 月 1 日

## 株式会社 玉越 一般事業主行動計画（第 3 回）

従業員が仕事と子育てを両立できるための雇用環境の整備を行い、また限られた人員の中で業務に支障をきたすことなく年次有給休暇の取得を図り、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

2 内 容

<目標 1>

産前産後休業、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくり

<対策>

平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知・啓発、情報提供物（小冊子）の改訂

<目標 2>

年次有給休暇の取得促進

<対策>

平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月

- ・年次有給休暇の取得状況を分析し現状を把握
- ・改善点を検討し、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定